大和郡山市建設工事仕様書

1 工　事　名	農業基盤整備促進事業（筒井工区）井堰工事
2 工事場所	大和郡山市　筒井　町地内
3 工事期間	着手の日から平成２８年３月２５日まで
4 工事概要	ゴム引き布製起伏ゲート　１式
5 事業担当課	農業水産課
6 契　約　日	落札の日の通知を受けた日を含み５日以内（市役所の業務の休みの日を除く。）
7 契約保証	請負金額の10%以上とし、契約締結までに手続きを完了すること。現金による場合は契約を締結する際に納付すること。ただし、設計金額が5,000万円未満で大和郡山市契約規則第22条第3号に該当する場合は免除する。
8 支払事項	前　払　金　請負金額が300万円以上の場合は請求が可能である。ただし、前払金として請負金額の40%、中間前払金として請負金額の20%を限度とする。 部分出来高払　できない 完了払金　工事完成検査合格後、請求のあった日から40日以内に支払うものとする。
9 質問事項	質問書提出日時　平成２７年８月２６日午前９時から正午まで 質問方法　指定の質問書（ホームページ【http://www.city.yamatokoriyama.nara.jp/govt/nyuusatu/info→入札関係書類（工事）】からダウンロードできます。）により事業担当課へ持参すること。 提出先　農業水産課 質問回答日　平成２７年８月２８日１３時から開札前日まで 質問回答場所　農業水産課カウンターにて閲覧（ホームページ【http://www.city.yamatokoriyama.nara.jp/govt/nyuusatu/info→建設工事等入札のお知らせ】にも掲載します。） その他　質問がない場合は、質問書の提出は必要ありません。

位 置 図

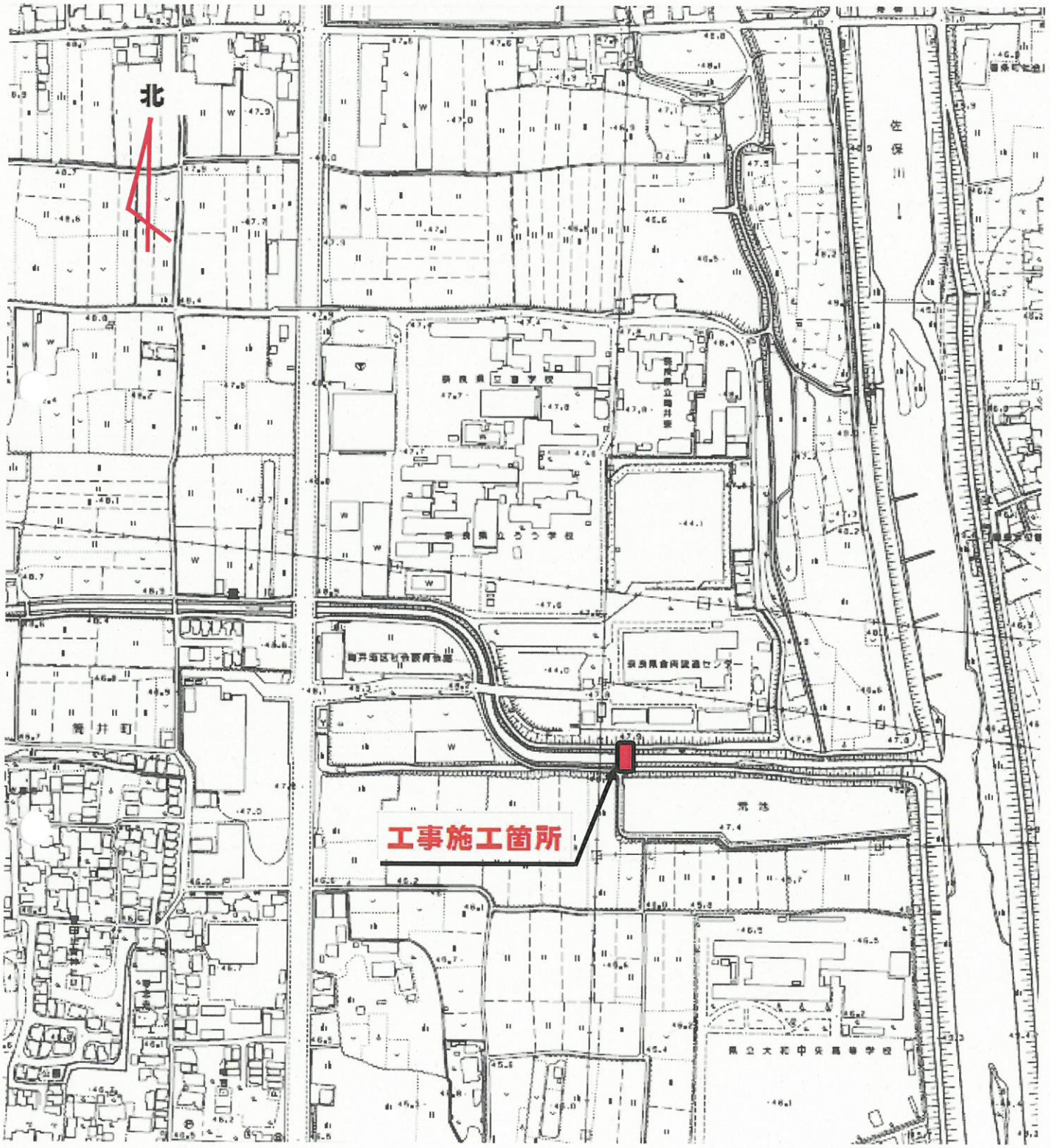

特　別　仕　様　書

ゲート製作・据付工工事・・・・・・・・・・・・・・・・・1
土木工事・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16

農業基盤整備促進事業（筒井工区）井堰工事
（土木工事）

特　別　仕　様　書

大和郡山市　農業水産課

特別仕様書２（土木工事）

第１条　農業基盤整備促進事業（筒井工区）井堰工事【土木工事】の施工に当たっては、農林水産省農村振興局制定の「土木工事等共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）並びに奈良県農林部「共通仕様書」に基づいて実施する。但し、本工事において、本特記仕様書と共通仕様書が重複する条件で内容が一致しない時は、本特記仕様書を優先する。同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

※各仕様書は、最新の改訂日のものを使用すること。

第２条　各共通仕様書に対する特記及び追加事項は、この特記仕様書によるものとする。

第１章　　総　　則

１．設計図書の照査

本工事の施工にあたっては、事前に設計図書の照査を行うものとし、照査の事実を施工計画書、又は工事打ち合わせ簿等より報告すること。

２．工事の着手と工程条件

（１）本工事については、契約後速やかに着手すること。

（２）河川（量川・奈良県管理河川）内の工事であるため、河川法上の許可条件に基づき工事を行うこと。（河川内工事期間１１月１日～５月３０日）

３．施工計画書の提出

施工計画書については、設計図書の内容及び現場条件を反映させ、契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き１０日以内に監督職員に提出しなければならない。

４．施工体制について（建設業法・入札契約適正化法）

公共工事を受注した建設業者が下請契約を締結するときは、その金額にかかわらず、施工体制台帳を作成し、その写しを発注者に提出しなければならない。

また、施工体系図を作成し、工事関係者の見やすい場所及び公衆の見やすい場所に掲げるとともにその写しを発注者に提出しなければならない。

尚、工事の進行によって下請業者の変更があった場合は、すみやかに施工体制図等を変更し、その写しを発注者に提出しなければならない。

５．請負者相互の協力

本工事区間に一部重複・接近して、工事がある場合は、相互連絡調整を密にして行うこと。

6．建設副産物

（1）本工事の施工により発生する建設副産物の受入場所（施設）については、別紙のとおりとする。

（2）本工事の積算上の条件明示は下記のとおりであるが、受入場所（施設）を指定するものではない。

なお、設計変更については請負者の責によるものでないやむを得ない理由による場合を対象とし、監督職員と協議し変更するものとする。

請負者の責によるものでないやむを得ない理由とは、以下の①～⑤である。

① 受入施設の受入可能量の超過、施設の故障等、受入側の事情により受入が不可能となった場合。

② 受入場所（施設）までの運搬経路に支障が生じ運搬が不可能となった場合、もしくは迂回経路の運搬距離が著しく延びる場合。

③ 発生した建設副産物の形状等が、受入条件と一致することが困難になった場合。

④ 受入施設の不適正な行為を行政機関等が確認した場合。

⑤ 受入施設が廃棄物処理法に基づく許可の失効、もしくは行政処分を受けた場合。

なお、請負者の都合による受入場所（施設）の変更は、監督職員と協議の上、公的な受入施設、奈良県土木部が産業廃棄物処理業者及び建設発生土受入業者として登録している県内の民間受入施設並びに各関係法令を遵守した奈良県内外の受入施設とし、設計金額の変更は減額となる場合のみを対象とする。

○積算上の条件明示

建設副産物	受入場所（施設）	片道 運搬距離	受入期間 及び受入時間	その他 受入条件
コンクリート塊 （有筋・無筋）	奈良県アスコン共同組合	4．3ｋｍ	8:00～17:00 夜間 21:00～5:00 休日不可 受入休止日（日曜日）	中間 （破砕）
建設発生土	キューブ企画	１０．４ｋｍ	8:00～17:00 夜間休日不可 受入休日日（日曜日・祭日）	埋立処理
金属屑	(有)グローバル開発	２１．９ｋｍ	8:00～17:00 夜間休日不可 受入休日日（日曜日）	中間 （破砕・切断）
ゴム	（株）ヒカリワールド	３２．７ｋｍ	8:00～17:00 夜間休日不可 受入休日日（日曜日・祭日）	中間 （破砕）

（3）　建設工事請負契約書「6　解体工事に要する費用等（3）再資源化等をする施設の名称及び所在地」については、契約締結時に発注者と請負者の間で確認されるものであるため、積算上の条件明示と別の方法であった場合でも、上記（2）①～⑤によらない場合は設計変更の対象としない。

（4）　産業廃棄物の搬出にあたっては、産業廃棄物管理票（マニフェスト）等により、適正に処理されていることを確認するとともに監督職員にその写し（D・E票）を提出すること。あわせて、産業廃棄物受入施設が発行する受入時の計量伝票の写しを監督職員に提出するとともに、検査時及び監督職員等より請求があった場合には直ちに原本を提示すること。

（5）　建設発生土及び産業廃棄物の処分について、工事請負契約締結後にあっては再生資源利用［促進］（計画・~~実施~~）書を、工事竣工後は再生資源利用［促進］（~~計画~~・実施）書を所定の様式に基づいて作成し、提出するものとする。

また、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」により対象工事の請負者は、当該工事に係る特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了した旨を、発注者に書面にて報告すること。

（6）工事用残土・殻捨場は、民間の指定処分地（別紙建設発生土処理業者一覧）であるが、運搬距離並びに経路については、事前に監督職員と協議し運搬計画を作成し施工計画書に含め提出しなければならない。

8．事故報告について

請負業者は、工事施工中に工事事故が発生した場合には、直ちに監督職員に通報するとともに、市指定の事故報告書を作成し、提出しなければならない。

9．交通安全管理

本工事の工事用進入路の出入口においては一般交通、歩行者に支障を及ぼさないよう、十分な安全対策をはからなければならない。また、左岸堤防道路は、低速（２０ｋｍ／ｈｒ以下）で走行するものとし、一般車両の通行に十分注意すること。

１０．施工時間及び施工時間の変更

施工時間は、午前９時から午後５時とする。但し、関係機関との調整の結果、作業時間帯に変更が生じた場合は市監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

１１．各種保険について

請負者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び中小企業退職金共済法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。

なお、建設業退職金共済制度に該当する場合は同組合に加入し、その掛金収納書（発注者用）を工事請負契約締結後原則１ヶ月以内に、発注者に提出しなければならない。

また、「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場標識」（シール）を現場に掲示し、この制

度に対する下請の事業主と労働者の意識の向上を図ること。

第２章　　材　料

１．資材等の県産品優先調達

請負者は、地場産業の活性化を図るため、建設資材・物品等調達については奈良県産品の使用をより一層努めること。

奈良県産品とは次の①から②に示すものとする。

① 県内の工場等（本店が県内にあり、工場が県外にある場合も含む）で製造・加工された資材・製品

② 奈良県リサイクル認定製品

２．材料に関する指示事項

（１）レディーミクストコンクリートについては、「レディーミクストコンクリートの調達について」および「適正なコンクリート工事実施に関わる請負業者の遵守事項」（入札検査課カウンターにて閲覧及び大和郡山市ホームページ内→入札・契約に関して→基準関連）を参照。

（２）本工事に使用するコンクリートの水セメント比は、鉄筋コンクリートについては５５％以下、無筋コンクリートについては６０％以下とするものとする。

ただし、水セメント比の上限値の規定にともない、呼び強度を変更する場合は設計変更の対象としない（水中コンクリート等）。

（３）規格及び品質

この工事で使用する主要材料の規格・品質は次の通りであるが、別途監督員の指示する材料については、使用前に見本、カタログ、試験成績書等を提出し承認を受けなければならない。

材　料　名	提　出　物
コンクリート	配合報告書　試験成績書
鉄　筋	ミルシート
ケミカルアンカー	カタログ　試験成績書
その他	カタログ　試験成績書

イ．生コンクリートは、ＪＩＳ指定工場の製品を使用すること。

ロ．製品は、ＪＩＳＡ　５３０８によって、製造されたものであること。

ハ．標準配合設計は、次のとおりである。

設計基準強度	スランプ	粗骨材最大寸法	水セメント比	仕様種別
σ 28=18N/mm²	8 cm	40 mm	60%以下	二次コンクリート

ニ．生コンクリートは、５０m^3に３本程度の供試体（φ150mm）を採取し、圧縮強度試験（σ28）を行い、試験結果を大和郡山市農業水産課に提出しなければならない。

ホ．生コンクリートの現場示方配合については、事前に示方配合表を市監督員に提出し、承認を得ること。また、生コンクリートの納入書の写しを工事竣工と同時に市監督員に提出すること。

ヘ．鉄筋のかぶりの確保についてはスペーサーを構造物の側面については原則１m^2につき２個以上、構造物の底面については原則１m^2につき４個以上設置すること。

第３章　施　工

１．施工一般事項

（１）撤去工

イ．撤去工の施工は，全て「共通仕様書」第１編第３章第19節の各項によるものとする。なお、河床部のはつりに伴い、コンクリート切断範囲を監督員の立会を得て確認しなければならない。

ロ．河川内の堰体はつりに伴って発生するコンクリートガラ等は，別途監督員の指示する場所に処分する。

（２）二次コンクリート工

二次コンクリートの施工は，「共通仕様書」第１編第14章第４節の各項によるものとする。

２．施工管理

（１）主任技術者等の資格

主任技術者等は、共通仕様書第１章 第１節 1－1－10の資格を有するものでなければならない。

（２）施工管理

施工管理は、農林水産省農村振興局制定の「土木工事施工管理基準」（平成17年５月）に基づき実施しなければならない。

（３）構造物品質確認調査

本工事で施工する二次コンクリートについては、土木構造物の品質を確保するため、テストハンマーによる強度推定調査及び、ひび割れ発生状況調査を行うものとする。

イ．二次コンクリートについては、３箇所の調査を実施するもとする。

ロ．調査の結果、所定の強度が得られない場合については、その箇所の周辺において再調査を５箇所実施するものとする。

ハ．測定方法は、「硬化コンクリートのテストハンマー強度の試験方法（ＪＳＣＥ－Ｇ５０４）」により実施するものとする。

ニ．実施時期・位置などの詳細については、監督職員と十分に打合せを行うものとする。なお、調査票については別途指示するものとする。

ホ．構造物完成後、０．２mm 以上のひび割れ幅について、別途指示する調査票により展開図を作成するものとし、展開図に対応する写真についても添付するものとする。調査票の記入方

法等の詳細については、監督職員の指示によるものとする。なお、完成検査時に提出するものとする。

第４章　　補足事項

１．現場代理人等について

「建設工事及び建設工事に伴う委託業務（植栽維持管理業務含）に係る現場代理人等について」（入札検査課カウンターにて閲覧及び大和郡山市ホームページ→入札・契約に関して→基準関連）を参照。

２．下請人の市内建設業者の優先選定

請負者は、下請契約を締結する場合には、当該契約の相手を大和郡山市内に本店を有するものの中から選定するよう努めること。

第５章　　その他

１．工事用電力施設に関する指示事項

工事期間中に使用する電力設備及び電気料金は、請負者の負担とする。

２．工事用地等の使用

（１）発注者が確保している土地

発注者が確保している工事用地及び工事施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）は別に示す通りである。

（２）工事用地等の使用及び返還

発注者が確保している工事用地等については、工事施工に先立ち、監督員の立会いのうえ、用地境界、使用条件等の確認を行わなければならない。また工事用地等の返還に当たっては、使用条件に基づき必要な措置を講じた後、発注者に通知しなければならない。なお発注者が地権者に返還する際には立会しなければならない。

３．一般事項

（１）住民対策

イ．公共事業とはいえ通行者や沿道の住民に、迷惑をかけながら施工（営利活動）をしているという意識を請負人は、代表者以下、作業員に至るまで十分に徹底すること。

ロ．地元との意志の疎通をはかり、苦情、トラブル等の解消に努め問題が起これば、請負人が責任を持って対処すること。

ハ．第三者に理解できるよう予告、工事、交通規制等の看板・標識を設置すること。

ニ．現場代理人・主任技術者は、ネーム入り制服・ヘルメット・腕章等作業員と区別できるものを着用し、工事内容を十分理解して住民からの質問には、的確に説明すること。

ホ．作業の内容・時期・時間等は、監督職員と打ち合わせどおりとし、変更のある場合は、監督員との了解だけでなく地元とも協議をすること。

ヘ．トラブルや苦情には誠実に対応し、明らかに因果関係のない場合を除き迅速に対処すること。

ト．工事区間内や運搬経路の路面は、良好に保つために巡回し、転倒・泥はね・ほこり等の苦情のないようにすること。特に雨天時は注意すること。

チ．道路横断管・家庭排水管等の露出があった場合は、注意して施工すること。またその排水管に損傷を与えた場合は、部分的な補修ではなく全面的に入れ替えること。

リ．舗装復旧については、路面工作物とのなじみに留意し、縦横断勾配を確保して水のたまらないように平滑に仕上げること。

ヌ．個人の水道・電気・土地等の無断使用は絶対しないこと。

ル．交通誘導員についても前述の主旨をわきまえ、通行者を優しく丁重に誘導・指示させること。

オ．苦情・事故・要望・対処等の事実は、監督職員にその都度詳細に報告書にして提出し協議すること。

（2）工事による地元営業店の支障、地元行事、し尿、ゴミ収集、緊急時の対策は十分検討し考慮しておかねばならない。

農業基盤整備促進事業（筒井工区）井堰工事

（袋体製作・据付工事）

特　別　仕　様　書

奈 良 県　大 和 郡 山 市

特別仕様書１（袋体製作・据付工事）

第１章　総　則

１．適用範囲

本工事は、農林水産省農村振興局制定「土木工事等共通仕様書」「施設機械工事等共通仕様書」並びに奈良県農林部「共通仕様書」に準拠するほか、本特別仕様書により施工するものとする。

（特別仕様書が優先）

また、両仕様書に記載無き事項については、次に示す基準書等による。

（１）	日本工業規格	（ＪＩＳ）
（２）	日本標準規格	（ＪＥＳ）
（３）	水門鉄管技術基準	（水門鉄管協会）
（４）	ゴム引布製起伏堰技術基準（案）	（国土開発技術研究センター）
（５）	ダム・堰施設技術基準（案）（同解説）	（ダム・堰施設技術協会）
（６）	鋼構造設計基準	（日本建築学会）
（７）	河川管理施設等構造令・同施行規則	（国土交通省）
（８）	土地改良事業計画設計基準	（農林水産省）
（９）	鋼構造物計画設計技術指針	（農林水産省）
（10）	電気学会日本電気工業会標準規格（JEM）	（日本電気工業会）
（11）	電気規格調査会標準規格（JEC）	（電気学会）
（12）	日本溶接協会規格	（日本溶接協会）
（13）	労働安全衛生規則	（厚生労働省）
（14）	その他の関係法規、基準等	

２．目　的

この工事は、農業基盤整備促進事業（筒井工区）井堰工事のゴム袋体製作・据付工事を行う工事である。

３．設置場所

設置場所は、次の通りである。

奈良県大和郡山市筒井町地内

4．一般事項

①本工事は、すべて大和郡山市契約規則に基づく契約約款により誠実に実施しなければならない。

②製作・据付実施の際には、事前に監督員と打合せを行なうこと。

③製作・据付中において、仕様書等の内容について疑義が生じた場合は、監督員と協議の上で製作を進めること。

④作業中、受益者から要望、意見があったときは、速やかに監督員に報告し、指示を受けるものとし、単独処理してはならない。

⑤農地に接する現場では、耕作者が現場付近の農作業に支障の無いよう十分に注意し、耕作者の意見を聞き、監督員の指示に従うこと。

⑥公道の利用に当たっては、道路管理者及び警察署と協議済みであるが、標識・安全施設の設置、誘導員の配置等を十分に実施して安全対策に万全を期すこと。

5．提出書類

1）承認図書

請負者は契約締結後、必要に応じ現場実測を行った上、設計仕様に基づき、ゴム引布製起伏堰上部工の詳細設計を行い、すみやかに下記の書類を提出し、監督員の承認を得てから施工に着手するものとする。

また、承認後であっても、構造上技術的に当然必要と認められるものについては、変更、もしくは追加すること。

（1）施工計画書

（2）承認図書（承認図書の内容は下記のとおりとする）

・設計計算書

・ 重量表

・ 設計図

2）製作・据付に先立ち事前に作成し、監督員に提出すること。

（1）製作・据付要領書

（2）製作図面

（3）検査工程表

（4）原図・原稿

3）完成図書

工事完了後、速やかに下記書類を一括ファイルし、完成図書として3部提出すること。

（1）取扱説明書

（2）設計計算書

（3）完成重量表

（4）検査成績書

（5）製作構造図

（6）その他必要なもの

第２章　施工範囲

１．本工事の施工範囲を次の通りとする。

（１）ゴ ム 引 布 製 起 伏 堰　[B 4.000 m × H 1.000 m]　１　門

（１）の設計・製作・塗装・運搬・据付・試運転・検査等を行うものとする。

（２）既設ゴム引布製起伏堰　[B 4.000 m × H 1.000 m]　１　門

（２）の撤去・運搬・処分をおこなうものとする。

２．本工事に伴う次の事項も請負者の負担範囲とする。

（１）材料、製品、試運転検査・試験用諸費

（２）引込柱（既設利用）・操作盤及びこれらの設備までの電気配線配管工事

（３）その他協議により決められた事

第３章　設　　計

１．設計仕様

１）本工事の設備の設計仕様を、以下に示す。

１．形式	：	ゴム引布製起伏堰
２．河床幅	：	4.00m
３．堰高	：	1.00m
４．自動倒伏水位	：	1.20m
５．下流水深	：	なし
６．水密方式	：	全面３方水密
７．固定方式	：	二列固定方式
８．膨張媒体	：	空気
10．駆動方式	：	モーター駆動
11．法勾配	：	１：１．０
12．計画高水位	：	1.50m
13．起伏時間	：	起立 60 分以内、倒伏 30 分以内
14．起立	：	手動手押し釦操作、自動停止機能付き
15．倒伏	：	機械式自動倒伏及び手動操作
16．操作室位置	：	左岸
17．操作盤	：	鋼板製屋内閉鎖型
18．その他	：	①安全装置（水封管等）、操作室内手摺、階段等の安全施設、その他必要と考えられるものは、具備するものとする。 ②下流側の水位は将来を考慮して、ある程度の水位に耐えるものとする。

2．操作方法

〔ゴム引布製起伏堰〕

1）機側操作盤での押しボタンによる電動起立・倒伏操作

2）水位による自動倒伏（バケット式などの機械倒伏）

3）手動操作による倒伏操作

3．構造概要

〔ゴム引布製起伏堰〕

1）ゴム袋体及び取付金具

a）ゴム袋体は耐候性に優れ、設計水位に対し十分な強度を有し転石等による摩耗、損傷などの検討を十分におこなうものとする。

b）越流時に振動が生じにくい構造とする。

c）袋体は洪水時には完全に倒伏し、河川の流下断面を阻害しない構造とする。

d）ゴム袋体の皮床部及び法部の固定取付部は空気が漏洩したり、上流水位が越流以外の状態で下流に流出することがないよう考慮するものとする。

e）袋体取付金具及び袋体固定ボルトは十分な強度を有するものとし、アンカーボルトは転石、流砂等による摩耗、変形をした場合でもコンクリートをはつらずにネジ部の交換が容易にできる構造とする。

2）給排気装置

a）ブロワ、電動弁、圧力計、バルブ等は所定の性能を有するものとし、容易に交換ができるものとする。

3）配管設備

a）給排気管は起立、倒伏時間を考慮して適切な口径とする。

b）配管は連結部からの空気漏れのなきよう十分に配慮するものとする。接続部は必要に応じて、可とう管を設けるものとする。

4）操作盤

a）機側操作盤は鋼板製屋内閉鎖自立形とする。

b）機側操作盤には以下の機器を組み込むものとする。

電圧計、電流計、３Ｅリレー、アワーメータ、表示灯等

4）操作

a）起立運転は操作盤面での押しボタン操作で、通常は所定の袋体内圧になれば自動的に停止するものとする。なお、袋体内に一定以上の圧力がかからないよう水封管などの安全装置を具備するものとする。

b）倒伏運転は堰上流水位が設定水位以上になれば電動弁による電気式倒伏およびバケット装置などによる機械式自動倒伏装置が作動する構造で、手動倒伏も可能な構造とする。

c）堰体内の圧力は操作室内で確認できるよう圧力計を設置するものとする。

4．使用材料

1）本工事設備に使用する主要材料の規格は、日本工業規格に合格した材料で、下記に示すもの、もしくは同等品以上のものとする。

ゴム袋体	：	ゴム引布製起伏堰技術基準（案）による。
取付金具	：	ゴム引布製起伏堰技術基準（案）による。
配管材	：	配管用ステンレス鋼鋼管（SUS304TP）

第４章　製　作

１．一般事項

１）製作に当たっては、承認図に基づき入念に製作・加工を行うこと。

２）工作方法は、鋼橋、水門鉄管技術基準、その他関連諸工法にならい丁寧に工作すること。

３）主要材料は、ＪＩＳその他の関連規格に合格した新品を使用すること。

４）運搬・据付上やむを得ない箇所を除き、原則として、総て工場において製作すること。

５）作業に従事する技術者は、この工事に熟練した経験豊かな者とする。

２．工場製作（製作加工）

１）製作に着手する前に、必要に応じ原寸図を作成し、設計図の不備や製作時に支障がないかどうかを照査するものとし、その記録を監督員に提出すること。

２）断面形状の変化部は円滑なる曲線となるよう製作するものとし、溶接箇所はグラインダー等により平滑に仕上げるものとする。

３）製作運搬に支障のない限り継手部は工場溶接とし、現場溶接部分は出来る限り少なくすること。

４）鋼板等の罫書に使用するポンチやタガネによる基準点及び合マークは製品上に残さないこと。

５）製作・加工に当たっては、高性能、高精度の機械器具を用いて行うこと。

６）各材料の切断は、切断機または、自動ガス切断機を使用すること。

７）端曲げ、変形、食い違い、歪み等をハンマー打ちによる修正は行わないこと。

３．溶　接

（１）一般事項

溶接施工は共通仕様書による他、水門鉄管技術基準第４章に準拠するものとする。

１）溶接は、アーク溶接を原則とする。

２）作業は、危険が生じないよう安全管理を徹底し、必要に応じて適切な防護措置を講じなければならない。

３）溶接工は、作業に応じてＪＩＳ等による技量の認定されたものでなければならない。なお、現場溶接に従事する溶接工の資格を証明する書類を監督員に提出しなければならない。

４）母材の溶接部は、各層に対しスラグ、スパッタ等を完全に除去、清掃しなければならない。なお、必要に応じ、予熱を行わければならない。

５）雨、雪又は、強風時は、溶接を行ってはならない。但し、防護設備等を設け降雨、風雪を防ぐ場合は、この限りではない。

６）気温が－5℃以下の場合は、溶接を行ってはならない。但し、気温が－15℃より高い場合でも監督員の承諾を得て予熱を行う場合は、この限りではない。

7）溶接は、下向き姿勢で行うのを原則とする。
8）すみ肉溶接継手は、連続溶接を原則とする。
9）溶接棒は、使用鋼材.に適切なものを選ばなければならない。
10）溶接棒は、乾燥したものを使用しなけれはならない。
11）溶接部の開先は、溶接の種類、板厚に応じて適切な方法を講じなければならない。
12）応力を伝える重要な溶接継手は、突き合わせ溶接又はすみ肉溶接としなければならない。

（2）溶接施工

溶接箇所は、亀裂、アンダカット、オーバラップ、スラグ巻込、ブロホール、ピット、ビートの波形、のど厚、脚長、余盛り、ビード始点、ビード終点の状況について社内検査を行い、不合格箇所については、手直しをするとともに、検査記録を整理しておかなければならない。

4．実施工程表

1）土木工事施工管理基準に示す工程表作成要領に基づき、実施工程表を作成し、監督員に提出して承諾を受けなければならない。
2）現行の実施工程表に変更が生じ、その内容が重要な場合には、そのつど変更実施工程表を提出しなければならない。
3）実施工程表について、監督員が特に指示した場合は、更に細部の実施工程表を提出しなければならない。

第5章　塗　装

1．塗装要領

1）塗装に使用する塗料は一流メーカーのもの、又は、同等以上の品質を有するものを使用すること。
2）塗装に先立ち、塗装面は充分に下地処理を行い、錆、塵挨、水分、油脂等を完全に除去すること。
3）塗装・塗装色については、実施に先立ち色見本等を提出し、監督職員の承諾を得ること。
4）塗装の品質管理として、塗装工程毎に写真撮影を行い、監督員に提出しなければならない。
5）養生期間を充分に取り、塗装に悪影響を及ぼさないよう留意しなければならない。

2．塗装仕様

1）塗装の仕様は次の通りとする。

（1）ステンレス鋼使用部は、酸洗いによる不動態化処理を行うこと。
（塗装は不要）

（2）鋼材（SS400、S45C）使用部は、溶融亜鉛メッキとする。

（3）購入品の塗装
操作盤等の購入品の塗装については、メーカーによる標準塗装とする。

第6章　荷造・運搬

（1）請負者は、現場への製品及び機材等の搬入に先立ち、施工計画書に基づいて、輸送の方法、経路、時期等について監督員と打ち合わせを行うものとする。

（2）荷造りは、輸送中において変形、破損、損失等が生じないように十分な補強及び保護を行うものとする。

（3）各製品は運搬工程において、破損変形を防止するため荷造りには十分注意し、運搬しなければならない。

（4）工事施工に際し、仮設等が必要な場合は、使用する位置等の詳細について監督員と打ち合わせること。

（5）資材の搬入出等に使用する道路は、一般通行者に支障のないよう注意すること。

（6）現場搬入後は十分な保安管理を行い、場所等については監督員の指示に従うものとする。

（7）輸送中に、製品等に損傷を与えた場合は、監督員に報告するとともに、適切な処理を講じるものとする。

第7章　据　付

1．一般事項

（1）請負者は、据付に先立ち、施工計画書に基づいて据付の順序、方法等について監督員と打ち合わせを行うものとする。

（2）据付に当たっては、技術上重要な箇所については、十分な経験を持った、当該工事の経験のある技術者を常駐させ技術的指導監督を行うものとする。

（3）据付に要する仮設材、機械器具、電力、光熱、用水等は全て請負者の負担によるものとする。

（4）車庫、現場事務所、作業員宿舎等は、全て請負者の負担によるものとする。

（5）請負者は、据付にあたり関連工事の請負者と相互協調して、工事全体の進捗を図らなければならない。

（6）現場据付に要する仮設材料等は、組立、据付並びに材料運搬に耐え得る構造としなければならない。

（7）据付けにあたっては監督員の指示に従い、機能を損なわないよう、最適な方法で施工すること。

（8）据付け前には十分な芯出しを行い、手違いの無いよう注意すること。

2．現場組立て

（1）据付の仮備設及び芯出し、その他据付技術上重要な事項については、監督員の確認を得て実施しなければならない。

（2）据付の際、不適切な部材は直ちに補修又は、交換しなければならない。

（3）部材は、接触面を清掃し、損傷しないように据付なければならない。

（4）据付は、土木構造物の出来高精度による誤差に対しても所定の精度を保つように調整しなければならない。

（5）据付完了後、速やかにはつり部の2次コンクリート打設を行うこと。

（6）現場組立ての際、わん曲、その他不適当な部位を発見した時は、ただちに補修又は交換するものとする。

（7）現場組立てに際しては、部材の接触面を清掃し、合マークに従って正確に行い、部材を損傷しないよう注意しなければならない。

3．現場確認

現場据付にあたり、施工後検査が困難となる箇所は、あらかじめ監督員の確認を受けた後、施工しなければならない。

4．電気配線工事

（1）配線工事は次の通りとする。

ケーブルより引込み、電線管により保護して配線するものとする。

（2）動力配線

電線管により保護し、配線するものとする。

（3）接地

接地工事は、D 種接地とする。

（4）その他

露出部の電線管は水道用亜鉛メッキ鋼管、又はドブ漬けした鋼管を使用するものとする。

5．そ の 他

（1）協議・強調

工事施工に当たっては、双方充分な打合わせを行い、円滑な工事実施に努めなければならない

（2）清掃及び後片付け

工事が完了したときは、工事の現場に必要な整理、清掃等を工事期間内に完了しなければならない

（3）疑義の発生

本仕様書に疑義が生じた場合は双方協議のうえ解決するものとし、本仕様書及び図面に示されていない事項であっても、製作据付工事施工上当然必要と認められる軽微な事項については請負者の負担で処理するものとする。

第８章　施工管理

１．主任技術者

共通仕様書第１章第１節第１－10条の（２）または（３）の資格を有するものでなければならない。

２．一般事項

（１）この工事に当たっては、農林水産省農村振興局制定の「施設機械工事等施工管理基準」により施工管理を行い、その結果を監督員に提出しなければならない。

（２）打合せ時期、日時については、双方協議の上決定し、現場代理人が出席するものとする。

（３）工事の記録として、工事進捗状況、特に工事完成後の見えない場所、「はつり・基礎工・鉄筋・アンカーボルト・固定金具」の写真、スケール、箱尺等を用いて、工事名・寸法・場所・測点を明示の上、撮影して、工事日誌とともに発注者に提出する。

（４）工事の施工に当たり、諸法規を遵守し、工事の円滑な進捗を図ると共に、諸法規の運用適用は、請負者の責任において行わなければならない。

（５）工事中事故防止に万全を期するため、防護柵及び夜間照明等を設置するものとする。また、必要に応じて保安員をたてることとする。

（６）工事施工に要した借地等については、工事完了後手直しがないよう請負者の責任において地権者の確認を得るものとする。

万一、手直し等を要する場合は、請負者の責任において行う。

３．施工管理

請負者は、施工に当たっての工事の工程管理、出来形管理及び品質管理の適正化を図るため、別に定める「施設機械工事等施工管理基準」により施工管理を行い、その記録を監督職員に提出しなければならない。

施工管理の追加項目

施工管理基準に定めのない追加項目とその管理基準は下記による。

・ゴム引布製起伏堰の水密試験・駆動試験及び自動倒伏試験等現場据付が完了後監督員立ち会いの元に試験を実施しなければならない。

・操作盤については、現地据付後、監督員立ち会いの元に動作試験を実施しなければならない。

なお、上記試験において異常が発見され、これが請負者の責に起因すると認められた場合には請負者の責任において補修等を行い本工事の目的を達成させるものとする。

第９章　安全管理

１．一般事項

請負者は常に工事の安全に留意し現場管理を行い、災害の防止に努めるとともに下記について十分留意して施工しなければならない。

（１）労働安全衛生法の安全に関する諸法令を厳守し、安全衛生に対しては、十分な処置を講ずるものとする。

（２）工事の現場及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対して支障をおよぼさないよう適切な処置を講ずるものとする。

（３）豪雨、出水、その他天災に対しては、平素から気象予報等に十分な注意を払い、常にこれに対処できる準備をするものとする。

（４）工事現場に工事関係者以外の者の立ち入りを禁止する必要のある場合は、板囲、ロープ等により囲うとともに、　立入禁止等の表示をしなければならない。

（５）人身事故、第三者に損害を与えた事故、又は工事の実施に影響を及ぼす事故が発生したときは、遅滞なくその場共和監督職員に報告すると同時に、関係機関に届け出て必要な処置を講ずるものとする。

２．安全管理計画の施工計画書等への明記

請負者は、局地的な大雨等による増水に備えるため、安全管理計画を明記した施工計画書等を作成し、発注者の確認を得るとともに、その内容について作業員への周知徹底を図る。

なお、安全管理計画には、以下の（１）～（４）の内容を記載するものとする。

（１）　現場特性の事前把握

（２）　工事等の中止基準・再開基準の設定

（３）　迅速に退避するための対応

（４）　日々の安全管理の徹底

３．補　償

既設建造物、その他に損賀を与えた場合は請負者の責任で処理すること。

第１０章　試験及び検査

１．検査及び試験

検査及び試験は、Ａ）～Ｆ）に示す項目について、監督員の立会の元で行うこととし、検査及び試験終了後に速やかに成績書を提出しなければならない。但し、必要に応じてその一部を省略することがある。また、検査要領について、次に示す基準書等による。

「ゴム引布製起伏堰技術基準（案）」　　（財）国土開発技術研究センター

「ダム・堰施設技術基準（案）（同解説）」　ダム・堰施設技術協会

ゴム引布製起伏堰の工場検査は協議の上、下記の試験及び検査をおこなうものとする。

（試験方法）

１．　ゴム引布袋体の縦糸方向引張破断強度試験　　JIS K　6322 に準ずる。

２．　ゴム引布袋体の横糸方向（貼合部含む）引張破断強度試験　　JIS K　6322 に準ずる。

３．ゴムと織布との接着力試験　　JIS K　6322 に準ずる。

上記に規定する試験は、同じロットより採取した試料で試験を行う。

（検査）

１．　ゴム袋体外観及び寸法検査を行うものとする。

２．保　管

工場出荷前の部材及び製品は、適正な方法で損傷・紛失等を防止し、必要に応じて防食・防湿等の対策を行って保管しなければならない。

第１１章　排出ガス対策型建設機械の使用原則化

本工事において以下に示す建設機械を使用する場合は、「土地改良工事等請負工事標準機械経費算定基準」（昭和 58 年 2 月 28 日付け 58 機構改第 147 号）で示す排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。ただし、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。

なお、排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成 7 年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、または、これと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することで、排出ガス対策型建設機械と同等とみなす。

排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する機械の写真撮影を行い、監督職員に提出するものとする。

一般工事用建設機械	備　考
・バックホウ ・トラクタショベル（車輪式） ・ブルドーザ ・発動発電機（可般式） ・空気圧縮機（可般式） ・油圧ユニット （以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシーンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動のユニットを搭載しているもの；油圧ハンマ、バイブロハンマ、油圧式鋼管圧入引抜機、油圧式杭圧入引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転オールケーシング掘削機） ・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ・ホイールクレーン	ディーゼルエンジン （エンジン出力 7.5kW～260kW） を搭載した建設機械に限る

第１２章　工事カルテの作成及び登録

この工事完成時に、工事実績情報として「工事カルテ」を作成し、監督職員に提出し、承認を受けた後に（財）日本建設情報総合センターにＦ　Ｄにより登録結果を監督職員に報告するものとする。

なお、工事カルテ作成等に要する費用は、請負者の負担とする。

第１３章　定めなき事項

この仕様書に定めなき事項、またはこの工事の施工に当たり疑義が生じた場合には、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

平成27年4月産業廃棄物処理業者一覧

番号	会社名等	処分場所在地	区分(種類)	取扱いの許可を受けた品目(○を付したもの)																							備考
				工作物除去に伴って生じた不要物					木くず							建設汚泥				プラ	ゴム	金属	ガラス	繊維くず	陶磁器くず	石膏ボード	
									木系廃材				剪定・伐採木														
				Asクズ	As塊	Co有筋	Co無筋	Co二製	板材・角材	柱材	合板・ベニヤ	化粧板・パーティクルボード	(枝葉)	(幹)	(根)	(固化物)	(脱水ケーキ)	(軟弱土)	(泥水)								
中間処理施設(1～97)																											
1	㈱樋口商店	生駒市北田原町1810他	中間(焼却)						○	○	○	○	○	○	○												
2	村本道路(株)	橿原市曲川町6丁目1番1号 (夜間受入価格は下段・休日は昼間受入価格と同じ・要協議)	中間(破砕)	○	○	○	○																				
				○	○	○	○																				
3	㈲八尾園芸資材	奈良市藺生町2007-2,2008	中間(発酵)										○	○	○												
4	㈲日出産業	奈良市北之庄西町2-6-6	中間(破砕)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○		○	○		○	○	
5	西辻総業	天理市田町256-1(夜間・休日は昼間の20%増)	中間(破砕)	○	○	○	○	○														○					
6	(株)I・T・O	奈良市南庄町136	中間(選別破砕処分)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○		○	○		○		
	(株)I・T・O	天理市田町418-1、419-3、420-1各一部	中間(破砕他)																							○	
7	(株)ダイケン	奈良市北之庄西町2-11-10	中間(破砕処分)	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○					○	○	○	○	○	○	○	
8	㈲北大和開発	北葛城郡上牧町上牧4666	中間(破砕)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○	○	○	○	○	○	○	
9	(株)坂本興業	御所市大字室字西口15-2	中間(破砕)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○	○	○	○	○	○	○	
10	㈲アサヒ開発	御所市元町315	中間(破砕)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○	○	○	○		○	○	
11	(株)川勝興産	御所市古瀬1287-3	中間(破砕)						○	○	○	○	○	○	○					○	○			○			
12	南部環境開発(株)	磯城郡田原本町大字千代580-4	中間(破砕)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○	○	○	○	○	○	○	
13	㈲飛鳥環境開発	宇陀市大字陀区大東高倉88-9	中間(破砕)						○	○	○	○	○	○	○					○	○			○			
14	(株)山田土木	宇陀郡御杖村土屋原3226,3227	中間(破砕)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○		○	○	○	○		
15	三建工業(株)	橿原市曲川町7-627－1	中間(破砕)	○	○	○	○																				
16	大和環境リサイクル(株)	宇陀市菟田野区宇賀志4-3	中間(破砕)						○	○	○	○	○	○	○					○							
18	(株)西岡組	宇陀市大字陀野依254-2外	中間(破砕)	○	○	○	○	○																			
19	(株)ｶﾞｲｱｰﾄT・K	大和郡山市今国府町6-9 (夜間価格は昼間の25%増、休日は昼間と同じ)	中間(破砕)	○	○	○	○	○																			
20	奈良県ｱｽｺﾝ協同組合	大和郡山市額田部北町1164-2 (夜間・休日は昼間受入価格と同じ)	中間(破砕)	○	○		○																				
21	徳本砕石工業(株)	大淀町芦原531-1(4t・2t車は別価格)	中間(破砕)	○	○	○	○	○																			
22	(株)ﾔﾏﾄ興産	五條市二見5-1183番地1他(夜間は4・10t車のみ、昼間と同じ価格)	中間(破砕)	○	○	○	○	○																			
23	(有)丸進商会	奈良市北之庄西町1-5-2, 1-5-3	中間(破砕処分)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○	○	○	○	○	○	○	
24	(株)中吉野開発	吉野郡下市町栃原2353-1の一部、4、5	中間(破砕・発酵)	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○												
25	(株)疋田建設	葛城市大字加守1500番外2筆 (休日は昼間受入価格と同じ)	中間(破砕)	○	○	○	○	○															○		○		
		香芝市穴虫2624番1の一部(休日は昼間と同じ)(汚泥夜間は昼間の20%増「要事前協議」)	中間(破砕・天日乾燥)						○	○	○	○		○		○	○	○	○								
26	(株)上田建設	御所市柏原1485-4(光リサイクルセンター) (夜間は昼間受入価格と同じ)	中間(破砕)	○	○	○	○	○																			
27	川上村森林組合	川上村大字西河字坂呑18-2、19-1、20-1 (休日は昼間受入価格と同じ)	中間(破砕処分)						○	○	○	○	○	○	○												
28	(株)梶本建材	磯城郡川西町下永960-1,961-1	中間(破砕)	○	○	○	○	○																			
29	(株)今西組	吉野郡十津川村大字小川200-30他3筆	中間(焼却)						○	○	○	○	○	○	○												
30	㈲宗大	葛城市南花内252-1	中間(破砕)	○	○	○	○	○																			
31	㈲カンサイ	橿原市東竹田町169番地	中間(破砕)						○	○	○	○	○	○	○					○	○	○	○	○	○	○	
32	(株)岡野土木建材	宇陀市榛原区内牧1264-1の一部	中間(破砕)						○	○			○	○	○												
33	㈲ｸﾞﾛｰﾊﾞﾙ開発	葛城市中戸322-1	中間(破砕)						○	○	○	○	○	○						○	○	○	○	○	○		
34	㈲大和環境ｻｰﾋﾞｽ	北葛城郡河合町大字穴闇130番6	中間(破砕)						○	○	○	○	○	○	○					○	○	○	○	○	○	○	

平成27年4月産業廃棄物処理業者一覧

番号	会社名等	処分場所在地	区分(種類)	取扱いの許可を受けた品目(○を付したもの)																						備考
				工作物除去に伴って生じた不要物					木くず							建設汚泥				プラ	ゴム	金属	ガラス	繊維くず	陶磁器くず	石膏ボード	
									木系廃材				剪定・伐採木													
				Asくず	As塊	Co有筋	Co無筋	Co二製	板材・角材	柱材	合板・ベニヤ	化粧板・パーティクルボード	(枝葉)	(幹)	(根)	(固化物)	(脱水ケーキ)	(軟弱土)	(泥水)								
35	(株)山本工業	天理市庵治町92(汚泥夜間・休日は昼間受入価格の40%増)	中間(破砕・脱水・造粒固化)	○	○		○									○	○	○	○							
36	内村興産(株)	生駒市北田原町1207-8(休日は受入要相談)	中間(破砕)	○	○	○	○	○																		
37	(株)正光	御所市樋野461の一部	中間(破砕・天日乾燥)						○	○	○	○	○	○	○											
		御所市大字戸毛1116番地外1筆・御所市大字戸毛1082番2	中間(破砕・天日乾燥)	○	○	○	○	○								○		○	○							
38	(株)中和営繕	桜井市大字浅古1087-1	中間(破砕・圧縮・焼却)						○	○	○	○	○	○	○					○	○	○	○	○	○	○	
39	奈良県合同砕石(株)	吉野町津風呂184番地	中間(破砕)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○	○	○	○	○	○	○	
40	(株)今西商店	橿原市飯高町157番地1	中間(破砕・切断)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○	○	○	○	○	○	○	
41	北和商事(株)	大和郡山市小泉町2506番地1	中間(破砕)			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○	○	○	○	○	○	○	
42	太洋ｴﾝｼﾞﾆｱﾘﾝｸﾞ(株)	十津川村大字七色157番の一部	中間(破砕)						○	○	○	○	○	○	○												
43	奈良総合リサイクルセンター㈱	御所市多田572番1他5筆	中間(破砕・減容固化・天日乾燥)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
44	(株)ｸﾎﾞｸﾘｰﾝｻｰﾋﾞｽ	香芝市尼寺1-8,1-9	中間(破砕・圧縮・溶融)						○	○	○	○	○	○	○					○	○	○	○	○	○	○	
45	(有)四季園	生駒市小倉寺町277-2の一部	中間(破砕)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○	○	○	○	○	○	○	
46	(株)中作	宇陀市宇田野区宇賀志667-1,678,679	中間(破砕)						○	○	○	○	○	○	○					○				○			
47	(株)ﾔﾏﾄ産業ｻｰﾋﾞｽｾﾝﾀｰ	香芝市尼寺605他3筆	中間(破砕)						○	○	○	○	○	○	○					○	○	○	○	○	○	○	
48	(有)大和産業環境社	北葛城郡上牧町大字中筋出作240-3(休日の受入価格は20%増し)	中間(破砕)						○	○	○	○	○	○						○	○	○	○	○	○	○	
49	(株)小倉開発	香芝市尼寺333-1、333-3	中間(破砕)						○	○	○	○	○	○	○					○	○	○	○	○	○	○	
50	大泉運輸(株)	五條市二見5丁目1145他	中間(破砕)						○	○	○	○	○	○	○												
51	三洋商事(株)	奈良市蘭生町432-1	中間(破砕)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○	○	○	○		○	○	
52	(有)馬本賢商店	平群郡大字若井589-1外5筆	中間(圧縮)																	○	○	○	○		○		
53	(有)大志	橿原市新堂町281-8他3筆	中間(破砕)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○	○	○	○	○	○	○	
54	中央開発(株)	奈良市蘭生町416-1	中間(破砕)						○	○	○	○	○	○	○					○	○	○	○		○		
55	奈良県環境緑化協同組合	産業廃棄物の発生現場での処理に限る(移動式車両搭載型破砕機)(夜間休日受入可)	中間(破砕)						○	○	○	○		○	○												
56	(株)丸山土木	御所市大字小林756外7筆	中間(破砕)						○	○	○	○															
57	(有)鶴田商店	磯城郡田原本町味間317-1	中間(圧縮・切断)						○	○	○	○	○	○	○					○		○	○				
58	(有)拓栄興産	葛城市梅室138-12他	中間(破砕・固化))						○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
59	(株)セイケ商事	香芝市尼寺580番地4	中間(破砕)						○	○	○	○	○	○	○					○	○			○			
60	(株)みやこ建材	大和郡山市九条町29-3の一部他2筆	中間(破砕)						○	○	○	○	○	○	○					○	○	○	○	○	○	○	
61	栄和建設(株)	葛城市中戸39番地(休日は昼間と同じ)	中間(破砕)										○	○	○												
62	日章金属興業有限会社	葛城市兵家171-1,171-7,152-7,152-12,166-3,1566	中間(破砕)																								
63	積水化成品工業株式会社	天理市森本町670番地	中間(破砕・溶接)																	○							
64	株式会社 NANBU	産業廃棄物の発生現場での処理に限る(車両搭載型溶融施設・移動式溶融機)	中間(溶融)																	○	○	○	○	○	○		
65	㈱米澤開発	奈良市柴屋町66番地1の一部、67番地5の一部	中間(圧縮・選別・溶解)																	○		○		○			
67	株式会社ヒカリワールド	五條市住川町1309番地	中間(破砕)																	○	○	○					
68	株式会社奈良リサイクル	御所市大字池之内528番の1	中間(破砕)																								
69	東本 清	生駒市壱分町894番の6	中間(焼却・中和)																								
70	株式会社 ディ・シー	葛城市新村123番地1	中間(生物処理)													○	○	○	○								

平成27年4月産業廃棄物処理業者一覧

番号	会社名等	処分場所在地	区分(種類)	取扱いの許可を受けた品目(○を付したもの)																				備考
				工作物除去に伴って生じた不要物					木くず							建設汚泥				プラ	ゴム	金属	ガラス	繊維クズ	陶磁器クズ	石膏ボード	
									木系廃材				剪定・伐採木													
				Asクズ	As塊	Co有筋	Co無筋	Co二製	板材・角材	柱材	合板・ペニヤ	化粧板・パーティクルボード	(枝葉)	(幹)	(根)	(固化物)	(脱水ケーキ)	(軟弱土)	(泥水)								
71	関西化学工業㈱	北葛城郡上牧町中筋出作158-6	中間(破砕)																○							
72	関西メタルワーク㈱	生駒市小平尾町1490-1外3筆	中間(破砕)																○	○	○	○	○	○	○	
73	鳥山製肥所	橿原市四分町286番地の1外3筆	中間(加熱・圧縮(搾油))																							
74	仲商店株式会社	事務所所在地(移動式)	中間(溶融固化)																○							
76	有限会社ヨシモトゴム商会	御所市東松本243、244番	中間(切断)																○	○	○	○	○	○	○	
77	株式会社ケーエヌアイ	吉野郡下市町大字伊邑492-1外3筆	中間(破砕)																							
78	(有)ナカミチ建機サービス	三重県南牟婁郡紀宝町神内1243－3	中間(破砕)	☆	☆	☆	☆	☆																		
80	(株)石橋石材	三重県南牟婁郡御浜町柿原1292-1	中間(破砕)																							
81	(有)丸昇石材	三重県尾鷲市小脇町字水谷1-1	中間(破砕)	☆	☆	☆	☆	☆																		
82	(株)NIPPO	三重県北牟婁郡紀北町海山区船津2511	中間(破砕)	☆	☆	☆	☆	☆																		
83	第一資源(株)	三重県北牟婁郡紀北町海山区上里15-60	中間(破砕)	☆	☆	☆	☆	☆																		
84	木下建設(株)	和歌山県新宮市南檜杖字大谷238・239	中間(破砕)	☆	☆	☆	☆	☆																		
85	ﾋﾂﾞｴﾘｻｲｸﾙｾﾝﾀｰ(中岸金男)	和歌山県新宮市南檜杖字中平野238・239南檜杖字筆ヶ峪600	中間(破砕)																							
85	ﾋﾂﾞｴﾘｻｲｸﾙｾﾝﾀｰ	和歌山県新宮市南檜杖字大谷235・235-1・236	中間(破砕)																							
86	(有)南ｸﾚｰﾝ	和歌山県新宮市南檜杖字奥平野241-1他3筆	中間(破砕)	☆	☆	☆	☆	☆																		
87	(株)共栄建設工業	和歌山県田辺市龍神村甲斐ノ川1134-1	中間(破砕)	☆	☆	☆	☆	☆																		
94	㈱章南	御所市大字元町137番地の21	中間(破砕)																○							
97	(有)グリーンワークス	生駒郡平群町大字岩井375番1	中間(圧縮)																○	○	○	○	○	○	○	
最終処分場(88～96)																										
88	(株)南都興産	御所市重阪329番地他(夜間は昼間受入価格の20%増し・休日は昼間受入価格の50%増し)	最終(管理)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
90	(株)正光	御所市戸毛1082-1他3筆	最終(安定)																○	○	○	○		○		
91	奈良県合同砕石(株)	吉野町津風呂183-1,184番地	最終(安定)	○	○	○	○	○											○	○	○	○	○	○	○	
92	(株)丸山土木	御所市大字小林561外18筆	最終(安定)	○	○	○	○	○											○	○	○	○	○	○	○	
93	(有)馬本賢商店	生駒郡平群町大字福貴711番1外6筆	最終(安定)	○	○	○	○	○																		
96	西吉野開発㈱	五條市西吉野町奥谷1255番地外13筆(休日は別価格)	最終(安定)	○	○	○	○	○											○	○	○	○	○	○	○	

・Asクズ:ｱｽﾌｧﾙﾄ切削くず　As塊:ｱｽﾌｧﾙﾄ掘削塊　Co有筋:ｺﾝｸﾘｰﾄ塊(有筋)　Co無筋:ｺﾝｸﾘｰﾄ塊(無筋)　Co二製:ｺﾝｸﾘｰﾄ二次製品(有筋)(As塊・Co塊・Co二製は30cm角以下を標準とした受入価格。30cm角以上となる場合は、別途見積もりを徴収すること。)
木くず:建設発生木材(角材)、剪定・伐採木(枝葉、幹、根)　ﾌﾟﾗ:廃ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ類(発泡ｽﾁﾛｰﾙ、廃合成建材等)　ｺﾞﾑ:天然のｺﾞﾑくず　金属:鉄くず、ﾄﾀﾝくず等

・受入価格は発生した副産物の状態により、価格が変動する場合があるので事前に確認すること。

・単価表で○印の付いている箇所の単価については、取扱許可品目をさしています。

・三重県、和歌山県内の処分場(単価表で☆印のついている箇所)の単価については、技術管理課に問い合わせること。

*上記の処理業者は平成27年2月末現在、奈良県又は奈良市(一部三重県、和歌山県の許可業者を含む。)の産業廃棄物処分業の許可を受けた業者(「工作物の除去に伴って生じた不要物」、又は「木くず」、又は「汚泥」を取り扱う業者で、上表のいずれかの品目を取り扱っている業者)です。

平成27年4月1日以降　建設発生土処理業者一覧

番号	会社名等	代表者名等	連絡先	電話番号	処分場所在地	処理方法
1	(株)I.T.O	伊藤　孝助	奈良市南庄町136番	0742－95－0804	奈良市南庄町189-1の一部	
2	森高建設(株)	森高　美樹	奈良市柏木町383	0742－35－0988	奈良市法用町796番地他	埋立処理
3	(株)中尾建設	中尾　茂子	奈良市南紀寺町5－12	0742－26－5621(要事前相談)	奈良市鹿野園町鉢伏山日野久保1608	埋立処理
4	富士コンクリート工業(株)	藤岡　治住	三重県伊賀市大内2529番地	0595－21－2433	奈良市月ヶ瀬石打1227－1番地他	埋立処理
8	(株)上村建設	上村　栄一	大和郡山市額田部北町319番地の3	0743－59－1094	天理市藤井町951，953	埋立処理
10	吉井建設(株)	吉井　久尚	葛城市北花内735－1－2	0745－69－3365	奈良市上深川町655－1他6 (夜間は下段の価格)	埋立処理
11	上野建材(株)	川口　弘	生駒市小平尾町1000番地1	0743－77－8051	生駒市小平尾町1019－3他	
13	キューブ企画	辻野　博文	北葛城郡河合町穴闇568	0745－56－2858	北葛城郡河合町穴闇567，568－67の一部	埋立処理
14	(株)正光	平田　ゆかり	御所市大字戸毛1116	0745－67－1733	御所市重阪706－1 御所市大字戸毛1116	埋立処理 埋立処理
15	御所興産(株)	西本登美雄	御所市大字室1193－1	0745－62－5053	御所市西寺田480	埋立処理、再資源化 (良質粘土のみ盛土材)
16	(株)川勝興産	吉田　町子	御所市古瀬62-2	0745－67－2111	御所市古瀬1287－3	埋立処理
17	山本商事(株)	山本　健二	御所市古瀬1234－1	0745－67－2202	御所市古瀬1234－1	再資源化(改良土)
19	(株)西隆組	西本　博隆	御所市室1423	0745－62－2721	御所市重阪838～841 (夜間・休日は下段の価格)	埋立処理・再資源化(改良土、再生山砂、再生粒度調整砕石、製造)
20	櫻本商事	櫻本　一雄	御所市幸町1－17	090－2103－6777 (事前連絡必要、当日持込不可)	御所市櫛羅サルメ谷1084番地	
21	(有)アサヒ開発	杉田　玉美	御所市元町358－1	0745－62－3334	御所市元町315	再資源化
22	(株)南都興産	谷　盛巖	御所市大字蛇穴406－1	0745－64－0010	御所市重阪329他(夜間は中段の価格) (休日は下段の価格)	埋立処理
23	㈱上田建設	上田　光彦	御所市本馬143番地の1	0745－62－6565	御所市柏原1485－4(光リサイクルセンター)(夜間・休日は昼間の価格)	再資源化
24	(有)グリーンパーク	西島　充雄	御所市室1426	0745－62－6780	御所市篠332(夜間は中段の価格)(休日は下段の価格)	埋立処理 (再資源化)
25	(株)西本組	西本　繁明	御所市室117－1	0745－62－2881	御所市林488－1，488－2	埋立処理
26	大信実業(株)	上村　圭作	御所市室586－3	0745－62－1064	御所市大字重阪689－1外6筆(休日は昼間の価格)	埋立処理
31	(株)ハクリュウ	笹尾　和志	宇陀市室生大野1476－8	0745－92－2328	宇陀市室生区上笠間3664	埋立処理
32	(有)龍田	龍田　士四男	大和郡山市横田町613－6	0743－55－2000	宇陀市室生区深野206－10	埋立処理
33	(株)岡野土木建材	岡野　平太夫	宇陀市榛原高塚80番地	0745－82－1615	宇陀市榛原区内牧1264-1の一部	埋立処理
34						
35	鳳隆建設(株)	佐々岡　均	宇陀市大字陀五津25－1	0745－83－1364	宇陀市大字陀五津429、431～434、438、439番地	埋立処理
51					宇陀市大字陀五津331，350，354－1，355，356，358－1番地	埋立処理
36	(株)ササオカ	佐々岡　竹志	宇陀市大字陀野依687－1	0745－83－2322	宇陀市大字陀五津397番、407番、408番、409番地	埋立処理
37	(株)西岡組	西岡　千図子	宇陀市大字陀野依276－1	0745－83－0330	宇陀市大字陀野依687－1（夜間・休日は昼間の価格）	埋立処理、再資源化(改良土(リサイクル製品))
38	西峯土木	西峯　秀継	宇陀市大字陀区内原94－11	0745－83－2765	宇陀市大字陀区小附193－1他	再資源化(岩は路盤材、砂は再生砂)
39	松塚建設(株)	松塚　幾善	宇陀市榛原福地610－1	0745－82－1371	宇陀市菟田野平井323	埋立処理(造成等)
40	大和環境リサイクル(株)	東平　小百合	宇陀市菟田野宇賀志5－5	0745－84－4111	宇陀市菟田野稲戸329-1他42筆	埋立処理
41	細川利香	細川　利香	吉野郡天川村沢原48	0747－63－0045	吉野郡天川村川合207－1の一部(夜間は中段、休日は下段の価格)	埋立処理
42	一般財団法人北山郷文化保存会	山室　潔	吉野郡上北山村河合350	07468－3－0020	吉野郡上北山村小橡615－3	
44	(株)ヤマト興産	秋本　一誠	五條市二見5－4－1	0747－22－3816	五條市二見5－1183－1他(2t車に限る) 五條市二見5－1183－1他(4･10t車に限る)(夜間は昼間の価格)	再資源化 再資源化
48	東和開発(株)	西村　良之	宇陀郡御杖村大字桃俣2346番地	0745－95－2015	宇陀郡御杖村大字桃俣156-1-2	埋立処理
50	㈱五協	松尾　香織	吉野町橋屋298－3		五條市大塔町大字篠原76番地、78番地	埋立処理
52	(株)中家建設	中家　孝次	吉野郡下市町大字原谷261-1	0747－52－9315	吉野郡下市町大字原谷262番12	埋立処理
53	今田興業	今田　武	五條市今井町504番地の2	0747－22－0478	五條市二見5丁目1121-1,-2,-8,1123-1,1125-1,1126-1	埋立処理
54	(有)石切工務店	新貝　正明	香芝市瓦口69番地	0745－76－7345	大和高田市大字曽大根280番地	埋立処理
55	㈱東海	石堂　仲男	御所市東佐味700	0745－66－2171	御所市大字内谷117-13外番地	埋立処理・再資源化

※すべて地山単価である。
※上記受入施設は奈良県の審査を受け、受入施設の登録を行っている施設である。
※受入価格は発生した副産物の状態により、価格が変動する場合があるので事前に確認すること。

現在、受入休止の施設

40	大和環境リサイクル(株)	東平　小百合	宇陀市菟田野区宇賀志5－5	0745－84－4111	宇陀市菟田野別所359、360、361、362、363	

無筋Ｃｏ殻処分場・運搬方法の選定

会社名等	処分場所在地	処分単価 (m³／円)	運搬距離(km) ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ	運搬単価 (m³／円)	処理＋運搬 (m³／円)	備　考
BH0.13m3 + DT2ton						
(有)日出産業	奈良市北之庄西町2-6-6	2,585	6.3　(6.5以下)	4,164	*6,749*	
(株)ガイアートＴ・K	大和郡山市今国府町6-9	4,700	3.2　(3.5以下)	2,877	*7,577*	
奈良県アスコン協同組	大和郡山市額田部北町1164番地2	3,525	4.3　(4.5以下)	3,204	*6,729*	○
北和商事(株)	大和郡山市小泉町2506番1	6,000	3.9　(4.0以下)	3,204	*9,204*	
	※積込・運土作業の機種選定は「土地改良工事積算基準（土木工事）P32」より					
	一箇所当り運搬量が50m3以下のため、BH0.13m3 + DT2ton とする。					

残土処分場・運搬方法の選定

会社名等	処分場所在地	処分単価 (m^3／円)	運搬距離(km) ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ	運搬単価 (m^3／円)	処理＋運搬 (m^3／円)	備　考
BH0.13m3 + DT2ton						
(株) 中尾建設	奈良市鹿野園町鉢伏山日野久保1608	2,500	10.8　(11.0以下)	4,437	*6,937*	
キューブ企画	北葛城郡河合町穴闇567,568-67の一部	2,000	10.4　(11.0以下)	4,437	*6,437*	○
(株)上田建設	御所市柏原1485-4（光リサイクルセンター	900	24.4　(27.0以下)	7,388	*8,288*	
(有)石切工務店	大和高田市大字曽大根280番地	1,700	20.2　(24.0以下)	7,388	*9,088*	
	※積込・運土作業の機種選定は「土地改良工事積算基準（土木工事）P32」より					
	一箇所当り運搬量が50m3以下のため、BH0.13m3 + DT2ton とする。					